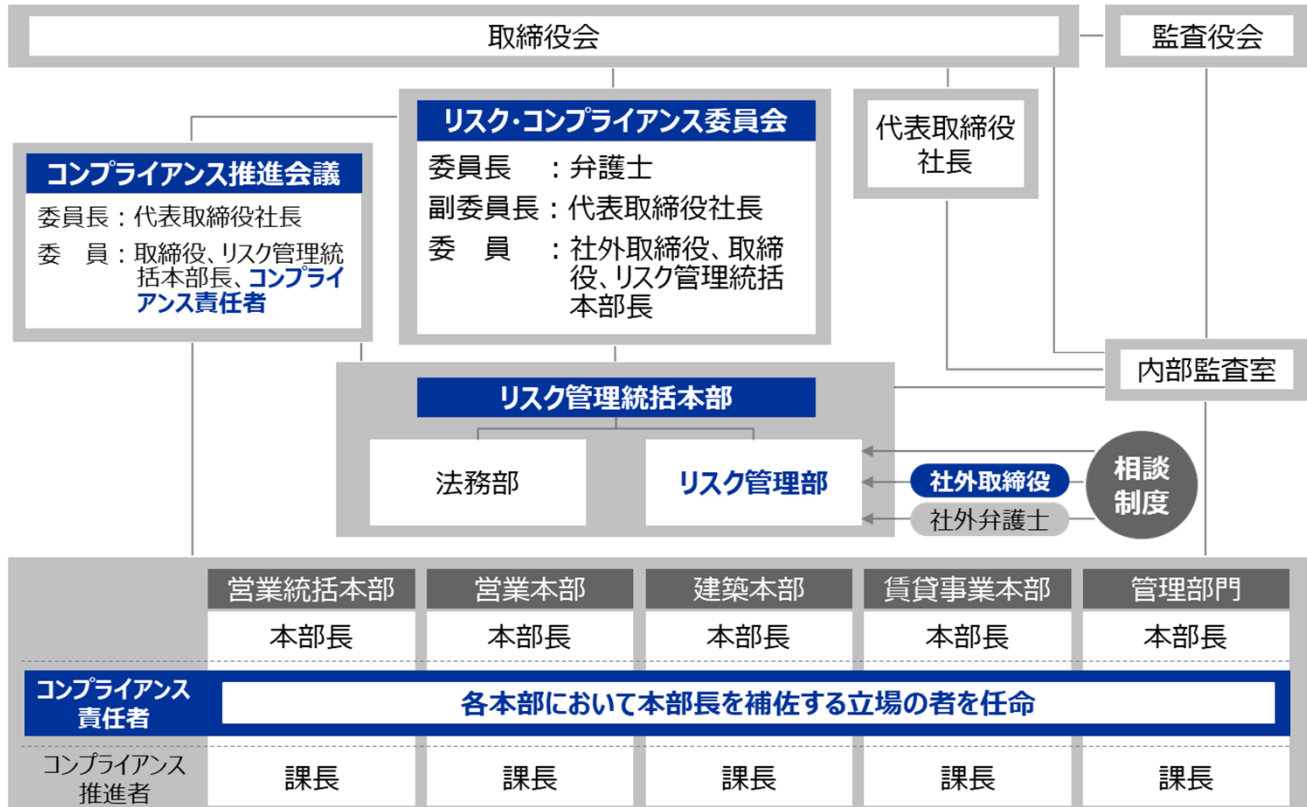


リスク・コンプライアンス管理体制

取締役会の諮問機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、リスク管理・コンプライアンス活動に係る重要事項を審議しています。

さらに、リスク・コンプライアンス委員会の決定事項等の実践機関として、コンプライアンス推進会議を設置し、コンプライアンス活動の企画、推進、及びモニタリングを行っています。

リスク・コンプライアンス体制図



・リスク・コンプライアンス委員会

当社では、リスク・コンプライアンス委員会の同委員会の活性化、機能強化のため、コンプライアンス分野の専門家である郷原信郎弁護士を委員長として起用しています。

リスク・コンプライアンス委員会では、当社のリスク・コンプライアンスに係る状況をモニタリングし、それを踏まえ実効性の高い施策に移していくため審議をしています。

・内部通報制度

「コンプライアンス相談窓口」として、社内窓口の他に、社外窓口を法律事務所と社外取締役におく、スリーライン体制をとっています。

これらは、内部通報制度を社内において問題が深刻化したタイミングで通報する窓口とするのではなく、社員が日々の業務等において判断に迷うとき、上長からの指示に不安を感じたときなど、早めに相談することができる窓口として、様々な相談内容や程度等に対応できることを趣旨としたものです。

・コンプライアンス推進会議

コンプライアンス委員会で審議された内容の周知・徹底のため、また職場でのコンプライアンス活動状況、問題意識等の共有及び議論の場として、コンプライアンス推進会議を設置しています。同会議は、各本部長を補佐する立場であるコンプライアンス責任者を中心に構成しています。

・コンプライアンス責任者制度

コンプライアンス推進会議の中心メンバーである、コンプライアンス責任者は、各本部より本部長を補佐する立場にある者をコンプライアンス責任者として個別に任命し、コンプライアンス責任者は、リスク・コンプライアンス委員会での決定事項を現場に徹底するためのコンプライアンス推進の旗振り役として位置づけています。

また、コンプライアンス責任者としての任務を遂行しやすくするために、コンプライアンス責任者に任命された者は、リスク管理統括本部長に対するレポートラインを設け、人事評価の2割をコンプライアンス活動に対するものとし、評価を所属上長ではなく、リスク管理統括本部長が行うことで実効性を担保しています。